

装官会第1514号
27.10.1
一部改正 装官会第5922号
29.4.27
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日
一部改正 装官会第6731号
令和3年4月26日
一部改正 装官会第17764号
令和6年9月27日
一部改正 装官会第3690号
令和7年2月28日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

会計機関の代行機関の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

歳入徴収官等の代行機関

部局	歳入徴収官の 代行機関	歳入徴収官代理 の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長 官官房会計官 付会計管理官	防衛装備庁長官 官房会計官付会 計管理官	防衛装備庁に係る防衛省主管一般会計歳入の徴収に関する事務のうち、次に掲げる歳入の徴収に関する事務 1 (1) 公務員宿舍貸付料、小切手支払未済金収入、労働保険料被保険者負担金及び給食費収入 (2) 建物及物件貸付料、版權及特許権等収入、受託調査及試験収入、弁償及違約金、返納金、不用物品売払代、延滞金及び雑収で1件の金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第5号から第7号までの規定に該当する事務で、それぞれ各号に定められた金額をこえないもの 2 上記歳入金に係る債権の管理に関する事務

支出負担行為担当官等の代行機関

部局	支出負担行為 担当官（長官 官房会計官付 経理室長）の 代行機関	支出負担行為担 当官（長官官房 会計官付経理室 長）代理の代行 機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長 官官房会計官	防衛装備庁長官 官房会計官付経	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負

	付経理室経理補佐官	理室経理補佐官	担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 (1) 諸謝金、郵便料、自動車損害賠償責任保険料、自動車損害賠償責任再保険車両賦課金及び自動車重量税 (2) 予算決算及び会計令第99条第2号から第4号まで及び第7号の規定による随意契約 (3) 電気、ガス及び水道の使用料 (4) 電気通信事業者又は日本放送協会から役務の提供を受ける場合の契約
	防衛装備庁長官官房会計官付支出班長	防衛装備庁長官官房会計官付支出班長	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 (1) 人件費（職員に支給する給与、退職手当、委員手当及び公務災害補償費）、社会保険料及び労働保険料 (2) 職員及び委員等に支給する旅費 (3) 賠償償還及び払戻金のうち小切手支払未済償還金 (4) 資金前渡官吏の資金交付に係る事務
防衛装備庁の各支所	当該支所の業務班長	当該支所の業務班長	防衛装備庁の所掌に属する防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、当該支所の職員及び委員等に支給する旅費に係る事務

分任支出負担行為担当官等の代行機関

部局	分任支出負担行為担当官の代行機関	分任支出負担行為担当官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁の各研究所	当該研究所の総務課課長補	当該研究所の総務課課長補佐（	当該研究所の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担

	佐（会計）（ただし、航空装備研究所にあつては、管理部会計課課長補佐及び防衛イノベーション科学技術研究所にあつては、総務・会計ユニットユニット長補佐（会計））	会計）（ただし、航空装備研究所にあつては、管理部会計課課長補佐及び防衛イノベーション科学技術研究所にあつては、総務・会計ユニットユニット長補佐（会計））	行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 (1) 職員及び委員等に支給する旅費 (2) 諸謝金、郵便料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税 (3) 予算決算及び会計令第99条第2号から第4号まで及び第7号の規定による随意契約 (4) 電気、ガス及び水道の使用料 (5) 電気通信事業者から役務の提供を受ける場合の契約 (6) 資金前渡官吏の資金交付に係る事務
防衛装備庁の各試験場	当該試験場の業務班長	当該試験場の業務班長	当該試験場の分掌に係る防衛省所管一般会計の歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務 (1) 職員及び委員等に支給する旅費 (2) 諸謝金、郵便料、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税 (3) 予算決算及び会計令第99条第2号から第4号まで及び第7号の規定による随意契約 (4) 電気、ガス及び水道の使用料 (5) 電気通信事業者から役務の提供を受ける場合の契約 (6) 資金前渡官吏の資金交付に係る事務

契約担当官等の代行機関

部局	契約担当官の代行機関	契約担当官代理の代行機関	事務の範囲
防衛装備庁	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理	防衛装備庁長官官房会計官付経理室経理	防衛装備庁の所掌に係る歳入の原因となる契約（防衛装備庁受託試験研究規則（昭和33年総理府令第28号）

	補佐官	補佐官	第3条に規定する契約を除く。)のうち 予算決算及び会計令第99条第5号及び 第6号の規定による随意契約に関する事 務
防衛装備庁 の各研究所	当該研究所の 総務課課長補 佐(会計)(た だし、航空 装備研究所に あつては、管 理部会計課課 長補佐及び防 衛イノベーション 科学技術研 究所にあつ ては、総務・ 会計ユニット ユニット長補 佐(会計))	当該研究所の 総務課課長補 佐(会計)(た だし、航空装 備研究所にあ つては、管理 部会計課課長 補佐及び防衛 イノベーション 科学技術研 究所にあつて は、総務・会 計ユニットユ ニット長補佐 (会計))	当該研究所の所掌に係る歳入の原因 となる契約のうち予算決算及び会計令第 99条第5号及び第6号の規定による随 意契約に関する事務

官署支出官等の代行機関

部局	官署支出官 の代行機関	官署支出官 代理の代行 機関	事務の範囲
防衛装備 庁	防衛装備庁 長官官房会 計官付会計 管理官	防衛装備庁 長官官房会 計官付会計 管理官	1 支出負担行為担当官(長官官房会計官付経 理室長)の代行機関(長官官房会計官付経 理室経理補佐官又は長官官房会計官付支出 班長)が支出負担行為しようとするものの 確認事務及び支出負担行為したものに 係る支出に関する事務 2 上記支出に係る返納金の債権の管理に 関する事務
防衛装備 庁の各研 究所	当該研究所 の総務課長 (ただし、	当該研究所 の総務課長 (ただし、	1 当該研究所の分任支出負担行為担当 官の代行機関が支出負担行為したものに 係る支出に関する事務

	航空装備研究所にあっては、管理部会計課長及び防衛イノベーション科学技術研究所にあっては、総務・会計ユニット長)	航空装備研究所にあっては、管理部会計課長及び防衛イノベーション科学技術研究所にあっては、総務・会計ユニット長)	2 上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務
防衛装備庁の各試験場	当該試験場の副場長	当該試験場の副場長	1 当該試験場の分任支出負担行為担当官の代行機関が支出負担行為したものに係る支出に関する事務 2 上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務
防衛装備庁の各支所	当該支所の業務班長	当該支所の業務班長	1 支出負担行為担当官（長官官房会計官付経理室長）の代行機関（当該支所の業務班長）が支出負担行為しようとするものの確認事務及び支出負担行為したものに係る支出に関する事務 2 上記支出に係る返納金の債権の管理に関する事務